



下田地区消防組合規則第4号

下田地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年9月22日

下田地区消防組合

管理者 下田市長

下田地区消防組合規則第4号

下田地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

下田地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成25年下田地区消防組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第29条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「第19条」を「第19条第1項」に改め、「規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「については、当該」を「の介護時間については、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第29条の3の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対して措置を講じる期間）

第29条の4 条例第16条の3第2項の規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までとする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。